

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人耕太郎農園

- 3 代表者の氏名
高波 耕太郎

- 4 主たる事務所の所在地
上越市安塚区牧野315番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と障害者や高齢者に対して、地域社会を豊かで住みよくするための保健、医療又は福祉の増進に関する事業と農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動として、農業者の育成と都市との交流等を行い、これらの増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動